

## Q 離婚調停はどんな手続き?

夫婦仲が悪いため離婚を考えています。ただ、2人で話し合っても感情的になって話が進みません。離婚調停というものがあると聞きましたが、裁判所に行くのは不安です。調停はどのような手続きなのでしょう。



離婚調停とは、裁判所で第三者を交えて離婚について話し合う手続きです。夫婦関係調整調停(離婚)を申し立てることから始め、裁判所と第1回調停の日程を決めます。その後、裁判所から相手方に対し、調停が申し立てられたことや調停の日程が記載された書面を立入と相手方は待合室が別になっていきます。また、調停では調停委員からの呼び出しに応じて交互に部屋に入り、自分の言い分を伝えたり、相手の言い分を聞いたりします。基本的に直接相手と話すことはありませんが、もし夫婦間暴力など顔合わせるのが困難な事情がある場合、裁判所が特別の配慮をしてくれるので事前に裁判所に相談してください。

## 第三者交え解決目指す

などが郵送されます。調停は小さな会議室のような部屋で行われ、調停委員2人と裁判官(または弁護士による調停官)1人とともに、問題の解決に向けて話し合います。当事者と直接話すのは調停委員で、裁判官は必要に応じて調停の部屋に入ってきます。ほとんどの裁判所で、申立てから1週間程度で済みます。調停の雰囲気は和やかで、調停委員は中立的な立場から話を聞いてくれます。ただ、あくまで話し合いなので主張が通るとは限りません。また、法的に正しいかではなく、相手と合意できる範囲で折り合いをつけていくこととなります。成立すれば、裁判所が合意内容を記した調停調書を作成してくれます。そのため、合意に反して養育費などが不払いになったときなどは、相手の財産を差し押さえて支払ってもらうことが可能になります。将来的なトラブルを回避するためにも、離婚調停を検討してはいかがでしょうか。(回答)村上真奈弁護士



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。